

### 第3回門真市有料自転車駐車場指定管理者候補者選定委員会議事録

会議名称	第3回門真市有料自転車駐車場指定管理者候補者選定委員会
開催日時	令和5年10月20日（金） 午後2時から午後4時26分まで
開催場所	門真市役所 別館3階 第3会議室
出席者	<p>（委員）5人中5人出席</p> <p>西村委員長、石原副委員長、飯島委員、玉木委員、良委員（事務局）</p> <p>まちづくり部：真砂次長</p> <p>道路公園課：橋本課長、奥山参事、石峯課長補佐、丹路主査、今井係員</p>
案件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第2次審査の方法について</li> <li>2 第2次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）</li> <li>3 第2次審査結果及び第1次審査・2次審査総合集計結果報告</li> <li>4 指定管理者候補者及び次席の決定</li> <li>5 その他</li> </ol>

#### 【事務局】

本日はお忙しいところ、お集まりいただき、ありがとうございます。

はじめに、本日は委員全員がご出席されておりますので、本会議が成立していることをご報告申し上げます。

開会に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

まず、議事次第でございます。

次に、資料1「第2次審査実施方法」でございます。

次に、資料2「第3回選定委員会予定表」でございます。

次に、資料3「第2次審査評価基準表」でございます。

次に、資料4「第2次審査評価個表」でございます。

次に、資料5「第2次審査における各団体への質問集約表」でございます。

最後に、資料6「第1次審査結果報告」でございます。

資料に不足等はございませんでしょうか。

また、本日の選定委員会の会議録につきましては、第1回・第2回選定委員会同様に全文筆記で作成し、会議終了後2週間以内に会議の内容を簡潔にまとめた議事の要旨を公表いたしたいと存じます。

なお、本会議でのご発言につきましては、議事録作成のため、お手元のマイクのボタンを押して、それからのご発言いただきますようお願い申し上げます。

それでは、この後の議事運営を委員長にお願いしたいと存じます。

西村委員長よろしくお願い致します。

#### **【委員長】**

それでは、ただ今より第3回門真市有料自転車駐車場指定管理者候補者選定委員会を開会します。

まず、案件1の第2次審査の方法について、事務局よりご説明をお願いします。

#### **【事務局】**

それでは、第2次審査方法について事務局よりご説明いたします。

資料1「第2次審査実施方法」と資料2「第3回選定委員会予定表」をご覧ください。

本日は、プレゼンテーション審査である第2次審査を行いました後、第1次審査と第2次審査を合わせた得点を基に、指定管理者候補者及び次席を決定する総合評価を行っていただきます。

第2次審査は、第1次審査通過団体で申請書の受付順にプレゼンテーション審査を行いたいと思います。1番目がMiDI-KS共同事業体、2番目に株式会社駐輪サービス、3番目にアーキエムズ・フジカ共同事業体の順番となります。

プレゼンテーション審査では、はじめに申請団体から事業計画のプレゼンテーションを10分以内に行っていただき、その後、審査項目に対する質問5項目と自由質問を合わせて合計15分の質疑応答を行います。なお、質問の内容につきましては、事前にお聞きした内容を踏まえ資料5「第2次審査における各団体への質問集約表」に記載しております。

採点につきましては、3団体全ての説明終了後に委員の皆様で意見交換をしていただき、採点する時間を設けておりますので、その時間で採点をお願いします。

なお、委員の皆様で各団体の説明終了時点で仮の採点を行いたい場合は、休憩時間において採点をお願いいたします。休憩時間中に説明団体の退出及び次の団体の入室・プレゼンテーションの準備をしていただきます。次の団体の入室の際にはお声掛けをさせていただきます。

全ての団体の第2次審査及び評価が終了しましたら、得点の集計を行うため、休憩をお取りいただきます。

集計結果がでましたら、第1次審査の得点と第2次審査の得点の合計を基として、指定管理者の候補者及び次席を選定していただくための総合評価を行っていただきます。第1次審査の得点は、資料6「第1次審査結果報告」のとおりでございます。

評価に関しましては、資料3「第2次審査評価基準表」と資料4「第2次審査評価個表」をご覧ください。第2次審査での評価の視点につきましては、資料3「第2次審査評価基準表」記載のとおりでございます。

次に資料4「第2次審査評価個表」をご覧ください。

前回の第1次審査と同様に、個表のA・B・C・D・Eの5段階評価に対する配点のところへ○をしていただきますようお願いいたします。個表につきましては、1団体ごとに1枚となっておりますので、各委員1名につき3団体分の3枚となっております。この個表につきましては審査終了後に回収させていただきますので、よろしくようお願いいたします。

配点については、委員 1 人あたりの満点は 150 点とし、5 名の委員で合計 750 点となります。なお、失格要件として評価する全委員の第 2 次審査での総得点が 6 割の 450 点に満たない場合のみ失格となります。

なお、各団体には時間厳守を伝えており、遅刻等は一切認めておりません。また、プレゼンテーション審査 10 分間の終了 1 分前にベルで合図をします。その後、1 分経過しましたら 2 回目の合図をいたしまして、団体のプレゼン中でありましても打ち切りさせていただきたいと考えております。

以上で、第 2 次審査の方法などについて説明を終わります。

**【委員長】**

ただいま、事務局より第 2 次審査の方法などについて説明ございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

私からよろしいでしょうか。

資料 5 ですが、第 2 次審査における各団体の質問集約表となっておりますが、これは担当にお名前のある委員がそれぞれ聞くという段取りで、質問の順番は記載の項目の順番でよろしいでしょうか。

**【事務局】**

おっしゃる通りで結構です。

**【委員長】**

はい、わかりました。ありがとうございます。

他にございませんでしょうか。

**【事務局】**

質問につきまして、これ以外でプレゼンテーションを聞いた段階で、聞

きたい事があれば、時間内でしたらご質問されても構いませんので。

**【委員長】**

先に資料5の質問を聞いてから、プレゼンテーションの中で追加の質問があれば、皆様から聞いていただくという段取りでよろしいでしょうか。

**【各委員】**

異議なし。

**【委員長】**

ありがとうございます。

**【委員】**

念のための確認ですが、質問で聞こうとしている部分が少し第1次審査の内容に関連するかなと思います。これは質問するが、第2次審査の評価としないという整理なのでしょうか。

**【事務局】**

おっしゃる通りです。

**【委員長】**

他ございませんでしょうか。

なければ、案件2の第2次審査に移らせていただきます。

進行は事務局に行ってください。よろしく願いいたします。

**【事務局】**

それでは、第2次審査を行います。

《MIDI-KS 共同事業体 入室》

**【事務局】**

MiDI-KS 共同事業体様、プレゼンテーションの準備を始めてください。  
準備が終わりましたらお声がけください。

**【MiDI-KS 共同事業体】**

準備終わりました。

**【事務局】**

MiDI-KS 共同事業体様の第2次審査を開始する前に2点確認させていただきます。

貴団体の役員等に本市の市長または議員が加わっていませんか。

**【MiDI-KS 共同事業体】**

はい、加わっておりません。

**【事務局】**

次に貴団体の構成員に暴力団員または暴力団員と密接な関係を有する者はいませんか。

**【MiDI-KS 共同事業体】**

はい、おりません。

**【事務局】**

わかりました。

それでは、これより第2次審査を開始します。

はじめに、10分以内でプレゼンテーションを行ってください。終了1分前にベルでお知らせします。開始から10分経過しましたら再度お知らせしますので、直ちにプレゼンテーションを終了してください。

その後、委員からの質問を行います。質問に対しまして、簡潔明瞭にお

教えてください。

なお、審査会で発言された内容はすべて記録され、貴団体が指定管理者として施設の管理運営をしていただくに当たり、遵守すべき事項となりますので、御承知おきください。

また、発言された内容を記録するにあたり、プレゼンテーションの説明、質疑応答の際には、お手元のマイクのボタンを押してからご発言いただきますようお願いいたします。

それでは、プレゼンテーションを始めてください。

### 【MiDI-KS 共同事業体】

(MiDI-KS 共同事業体によるプレゼンテーション)

(門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示)

### 【事務局】

ありがとうございました。

それでは、質疑応答に移ります。

委員の皆さまはご質問をお願いします。

### 【委員】

私の方からさせていただきます。

説明にもありましたが、ゆったりスペースとか優先スペースとかいう言葉が出てきたのですが、具体的に利用者の選定というのはどのような形で、例えば受付来られて置く所がない、障がい者の方とか、子どもさんとか、ちょっと空いている所が高い所しかないという事もあるし、言ってくればいいですけども言ってくれない。ある程度、ここ近いからここにしようというその方々、いわゆる選定をどのような形でして、本当にその方々に必要とされる方の利用をどのような形でしていくのか。

あと、運用を具体的にどのような形でしていくのか。その辺りをどのようにお考えかお聞かせください。

## 【MiDI-KS 共同事業体】

もともと当団体が管理していたゆったりスペースとか優先スペースという名前をつけているのは、以前の話でいきますと障がい者スペースという呼び方をしている施設も結構ありました。それは、やはり人権問題もありますから、当団体の方ではやめようと、そして障がい者の方だけでなく、例えば妊産婦さん、ちょっとご高齢の方、そういった方たちにも使いやすいように、名称を柔らかくしようという事でゆったりスペースという、そういう表現にさせていただきました。

実際の運用についてですが、基本的にはご申告いただいでご案内する形になります。こちらに何も言わないお客さまには、一般の方が使うスペースをご案内するのですが、当然申告があれば、障がい者手帳を確認するという流れが本来であれば正しいのですが、そこまでがんじがらめにしてしまうのはサービスの低下に繋がりますので、そこはご申告いただいで使っていただくというのが、実際の運用に近いです。ご申告されない方、例えばしんどそうな方とかいらっしゃったら、こちらの管理人の方から、ここ停めやすいのでどうですか。とご案内もさせていただく、そういう運用を心掛けております。

よろしいでしょうか。

## 【委員】

では、それを有効に使ってもらおうとして、その対策というのは、例えば、ここはそういった方の優先スペースですよとか、お身体に障がいがない例えば健常の方が来られてとか、そういった方に使っていただくために、積極的な案内は考えておられますか。

## 【MiDI-KS 共同事業体】

基本的には現地にそのスペースを設置した際に、案内看板を設置させていただきます。写真の方が 12 ページですね。12 ページに門真市駅南第 2 駐輪場があるのですが、そちらの方にここは機械を当社のほうで



設置させていただいた施設になるのですが、そこにゆったりスペースということで止めやすいスペースを準備させていただいております。

**【委員】**

はい、結構です。

ありがとうございました。

**【委員】**

利用者の増加を図るための基本的な対策についてお伺いしたいのですが、

京阪沿線の施設の利用率が低い傾向にあって、特に古川橋自転車駐輪場は、定期利用も一時利用も利用率が大変低い状況になっておるのですが、どのようにして増やしていこうか、どのようにお考えか教えていただけたらと思います。

**【MiDI-KS 共同事業体】**

おっしゃるとおり、古川橋をはじめとした京阪沿線の駐輪場については稼働率が低いことは当団体も認識しております。この理由としましては市営駐輪場、各駅にございますけども、その施設よりも駅に近い立地として民間の駐輪場が点在しているという事情がありまして、やはりご利用者さんは駅に近い方を使われる傾向がありますので、稼働率に余裕がある状況という認識で我々はおります。

先ほど我々のプレゼンテーションの中でも申し上げたように、その民間の駐輪場の中には電磁ロックをガチャッと止めるスペースが非常に多くございます。そこで実際、駅の乗降客数が増えない限りはやはり遠い駐輪場には利用者は来ないのですが、先ほども申し上げたようにタイヤが大きい自転車だとか、ちょっと長い自転車だとかそういった自転車向けの止めやすいスペース、平置きスペースをご用意することで違ったニーズのご利用者さんを増やして、リピートしてもらって増やしていけたらなって思いではいるのですが、それをどこまで実際にやってみて

実現できるかというのは、我々の努力と後は結果のみぞ知るところではあるのですが、そういった対応を取りたいと思っております。

**【委員】**

ありがとうございます。

**【委員長】**

私からよろしいでしょうか。

21 ページにベビーカーの無料貸し出しについてご記載いただいているのですが、このベビーカーの無料貸し出しサービスというのは、全ての駐輪施設で運用されるのかというのがひとつと、また貸出される数であったりとか、貸出される時間であったりとか、あとメンテナンスとか衛生面などの管理方法、盗難対策というのをどうされているのかを教えてくださいたいと思います。

**【MiDI-KS 共同事業体】**

はい、まずベビーカーなのですが、現状は門真南第1自転車駐車場で実施しております。基本的には継続していく予定ですので、他の施設で導入する予定は立っていないのですが、現状で月に3回程度ご利用があるような実績になっております。貸出方法につきましては、ご申告いただきましたら、駐輪場を利用される方が基本限定になりますけれども、子乗せ自転車で来られてお子様を後ろに乗せていると、そこから電車に乗る時にベビーカーをお借りして、そこからお出かけするというような使い方をしていただいていますので、基本的に貸し出し時間というのはそこまで制限を設けていないのですが、基本的に管理人が常駐している間にお返ししていただかないとにならないので、利用可能時間といえばそういう時間になります。衛生面についてですが、基本的にはお貸しして返却されれば、ベビーカーのパッドを清掃・消毒します。予備のパッドもありますので、消毒した分を乾かして、新しいパッドを付けておくという形で、後は手で触るところについても消毒させていた

だいて、次に使われる方がご不快にならないようにメンテナンスをしておるといところで、こういった運用でさせていただいております。

よろしかったでしょうか。

**【委員長】**

もう一点、盗難対策は何かされてますでしょうか。

**【MiDI-KS 共同事業体】**

盗難対策については、現在これといった事はしてないのですが、一応お名前とご連絡先等はお聞きしますので、性善説に立ったご利用という事で、盗難されれば当団体の方で被害届を出すのですけれども、そこで追跡するというような事までは考えておりません。実際に我々、他市でもサービスとして提供させていただいておりますが、それで盗難にあったことは今まで一度もございません。

**【委員長】**

ありがとうございます。

**【委員】**

59 ページにも記載があるように、道交法の改正に伴うヘルメットの着用努力義務化という事でヘルメットを販売されているようですが、その他にもキックボードの利用に関する改正も行われているという事で、自転車等の利用状況の変化に合わせて、自転車駐車場も時代の変化に応じるため、どのようなサービス等の提供をされるのかお聞かせください。

**【MiDI-KS 共同事業体】**

まず、ヘルメットの方はですね。我々が現在管理している多数の施設で、まだ販売事態には至っておりません。そもそも我々が取り扱いを始めたのも、道交法の改正があってから販売しようかということで取り扱いを始めたので、今後新たに販売していくという、そういう企画で

はあるのです。ただ、当然先ほども申しましたように時世に合わせたサービスを提供したいという事で、今回ご提案させていただきました。

電動キックボードは今年の7月から改正交通道路法が施行されて、ヘルメットなしで乗れるようになったのですが、いま現在我々の管理している施設で利用があるかというところを鑑みますと、実際ほぼほぼないです。ただ、対応しないわけにはいかないということで、基本的に各自治体のご指示にも従うのですが、各施設で1台、2台程度を駐車できるスペースについてはご用意させていただいております。料金につきましては、原付扱いという形で一時利用、定期利用でご利用できる環境にはなっております、基本的には門真市さんの駐輪場でも、そういった形での対応をさせていただきたいと考えております。

#### 【委員】

ありがとうございました。

#### 【委員】

それでは私の方から。

今まで門真市では、自転車駐車場の施設管理だけの施設管理という事であったものを、今回から放置自転車等対策も一緒に指定管理業務に併せてやっていただくことになるかと思うのですが、それを一緒にすることによって相乗効果等、そういった部分についてはどのようにお考えなのかというのを教えていただきたい。

#### 【MiDI-KS 共同事業体】

この2業務を同一の団体に実施させるという事で確かに相乗効果はあると私たちも考えております。我々が今回、共同事業体を結成させていただいて応募させていただいた理由の一つがまさにそれにして、駐車場の管理の方をミディ総合管理は各自治体でさせていただいて、ノウハウがございまして。一方、門真市シルバー人材センターさんは保管所業務をやられていて、門真市地域に特化した団体でもありますので、地域に

貢献できる団体であると我々も考えておりまして手を組ませていただきました。

相乗効果といいますと、やはり一番大きいのはこの業務が別々に実施されているということで、例えばいらない撤去を実施する可能性があるという事です。例えばシルバーさんの方で啓発を行って、放置自転車に対してして警告札を取り付けるのですけども、普通であればその自転車は撤去されてしまいます。ただ、シルバーさんの巡回の方が放置をされている方にお声がけをして、例えば共同事業体を組むことで我々が管理している駐輪場の空き状況や、この自転車だったらあそこの駐輪場を言ってあげたら停められるよとか言ってあげる事で、ご案内につなげることができる。なので、本来であれば撤去されて文句を言ってお金を払って自転車を返してというところが、クレームも防げますし、一方我々のご提案にも書かせていただいたのですけども、チャーリーパトロールという、独自の啓発活動を実施しております。そちらは特に撤去出来るとか警告札を付けたらという事はあまりできない、自主的なパトロールですけども、そこで例えば放置されている自転車を見つけた際に、その情報を共有させていただく事でスムーズな撤去にも繋がる、両側面の相乗効果があると思っております、撤去台数を減らせる効果もありますし、放置自転車を素早く撤去できるような効果、例えば日々巡回している中で、この辺り放置多いよというような情報を、我々の管理人が情報を流すことで、じゃあ巡回する場所を変えましょうとか、撤去するルートを変えましょうとか、そういった業務の改善にも繋がっていくかなと考えております。

#### **【委員】**

ありがとうございました。

#### **【事務局】**

それでは時間となりましたので、質疑応答を終了させていただきます。これをもちまして第2次審査を終了します。審査結果につきましては、

後日郵送にて通知をいたします。

それでは MiDI-KS 共同事業体様ありがとうございました。

ご退室の準備をお願いいたします。

委員の方は、次の団体の準備が整いますまで休憩といたします。

**【MiDI-KS 共同事業体】**

ありがとうございました。

《MiDI-KS 共同事業体 退室》

**【事務局】**

委員の皆様、次の団体が入室されます。

《株式会社駐輪サービス 入室》

**【事務局】**

株式会社駐輪サービス様、プレゼンテーションの準備を始めてください。

準備が終わりましたらお声がけください。

**【株式会社駐輪サービス】**

準備終わりました。

**【事務局】**

これより株式会社駐輪サービス様の第2次審査を開始いたします。

審査の前に2点確認させていただきます。貴団体の役員等に本市の市長または議員が加わっていませんか。

**【株式会社駐輪サービス】**

はい、加わってございません。

**【事務局】**

次に貴団体の構成員に暴力団員または暴力団員と密接な関係を有する者はおりませんか。

**【株式会社駐輪サービス】**

はい、おりません。

**【事務局】**

それでは、これより第2次審査を始めます。

はじめに、10分以内でプレゼンテーションを行ってください。終了1分前にベルでお知らせします。開始から10分経過しましたら再度お知らせしますので、直ちにプレゼンテーションを終了してください。

その後、委員からの質問を行います。質問に対しまして、簡潔明瞭にお答えください。

なお、審査会で発言された内容は全て記録され、貴社が指定管理者として施設の管理運営をしていただくに当たり、遵守すべき事項となりますので、御承知おきください。

また、発言された内容を記録するにあたり、プレゼンテーションの説明、質疑の応答の際には、お手元のマイクのボタンを押してからご発言いただきますようお願いいたします。

それでは、プレゼンテーションを始めてください。

**【株式会社駐輪サービス】**

(株式会社駐輪サービスによるプレゼンテーション)

(門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示)

**【事務局】**

ありがとうございました。

それでは、質疑応答に移ります。

委員の皆さまご質問の方をよろしく申し上げます。

**【委員】**

私から1点。平等な利用をはかるための具体的な手法という項目で今後は自転車駐輪場において高齢者の利用とか障がい者の方の利用が予想されると思うのですが、そのような方々が利用しやすい施設にするためにどのようにすればいいか具体的な方策というのはお持ちでしょうか。

**【株式会社駐輪サービス】**

確かに高齢者になります。それはこちら駐輪場の方のメンバーもみな高齢者といいますか、だいたい平均で73~75歳ぐらい、一番上は80歳以上もあるのですが、やはり地元のメンバーで同じように対応して、心気安くお話しできるということ。あるいは新しく私たちが担当になりましたら今、いらっしゃる方をそのまま継続雇用をして、会社が変わっても同じ担当の方がいらっしゃるという事での一つの安心感を考えております。あと、高齢者の方になりますと自転車もなかなかラックに駐輪しにくいというところもございます。できるだけ簡単に整理しやすいように、簡単なラックを設けたりしながら利用促進していきたいなと思っております。やっぱりメイン的にはそういうところになってきます。

**【委員】**

はい、わかりました。

**【委員】**

利用者の増加についてお伺いしたいのですが、京阪沿線の施設については利用者が低い傾向にあり、古川橋自転車駐車場は、定期利用も一時利用も利用率が大変低いという状況になってございます。具体的な方策をいくつか述べていただいておりますが、どのように利用者の増加をはかる事をお考えか教えていただけたらと思います。



## 【株式会社駐輪サービス】

確かに利用者の増加といたしますか、新型コロナで大幅に減少しまして、8割、7割となり、ようやくそれが回復しつつある。これは他の駐輪場でもそうなのですけれども、やはり生活スタイルも変わってまいりました。

ただ、その中でここに色々書かせていただきました。でも、こういったことを実践していくと、やはり利用者が最終的には増えていくと、今現在利用してもらっている方、あるいはこれから新たに利用しようかなという方、今現在利用している方から紹介を頂く方、そういったところへんを使ってみようかなというところが一番大きいと思います。そのためには安全、安心、また使ってみようかなって思ってもらえるような駐輪場、そういうのがリピートになって少しずつ利用者が増えていくという風に考えております。

例えば、夜間の照明にしましてもやはり暗いとなかなか不安なところございます。もし、暗いところがありましたらそういうところは照明を増やすなどして、明るくして安心な状態にしていく。あるいは他でもやっておりますが、SNSなどで駐車場の情報をご案内して、こんな事をやっている、親しみのある駐輪場だよ、安心できる場所だよ、あるいはここに駐輪場がありますよという事を拡散していく。そういった事をやはりひとつひとつ積み重ねていくのが、これっていうのは確かに色々、他でもやった事があるのですが、民間でしたら料金を下げるのですけど、それではこちらのお客さまがこちらに来るだけといたしますか、そういう感じですね、利用の状態がですね、やっぱり生活スタイルが変わってまいりましたので、定期利用と一時利用がどうなのか、一時コロナが流行りだしました頃は、定期がどんどんどんどん減って、一時利用が増えた。要するに毎日、会社へ行かなくてもよい。それが最近になって少しずつまた変わってまいりました。そういった配置など状況に応じて変えていくという事でお客さまの呼び込みといたしますか、安心に繋がって、また使ってみようという方がひとりふたりと増えていく。これが一番だと思います。そんな考えで今、やっております。

## 【委員】

わかりました。

## 【委員長】

よろしいでしょうか。

先ほどプレゼンテーションの時に長い時間かけてご説明いただいた事なので、何度も何度も申し訳ないのですが、利用者の方に細やかなサービスを実施して、利用者の満足度を向上させる方策についてなんです、一番大事だと思われる事は何なのかという事がひとつと、9ページに書かれている駐輪場モニター制度について、もう少し詳しくお聞かせいただきたいのですけれども、1年を通じてモニタリングしていただきますという事なのですが、だいたい何人ぐらいでどうやって選ばれるのかを教えてください。

## 【株式会社駐輪サービス】

やはり1番お客さまで安心しているというかですね、お客さまの声があるのですが、学校を卒業した時に色々長い間ありがとうございました、朝沈んでいた時もおはようございますと笑顔で挨拶してもらって、それで元気が出たと、それでまた学校に行けるようになりました。ですとか、やはり1番象徴する朝とか夕方。これっていうのが触れ合うっていうのですか声をかけると、これをまず1番大事にしたいと思います。また現実それをやって、のぼりでも笑顔で挨拶というのを管理人も心掛けています。これっていうところから出発するという事がなかなかなくて、毎日の積み重ねかなということをおもっています。

あと、モニタリング制度ですけど、現在やっておりますのがだいたいお客様500人から700人程ぐらいに1名ぐらいで、駐輪場に「募集しております」という事で掲示させていただきます。メールでやり取りさせていただく。定期的に3か月に1回ぐらいの頻度でこちらから質問を投げかけて、それに対して答えていただくと、それから前に色々ご指摘いただいた事はその後、継続、改善されてますでしょうかという事を含めてやはりき

ちんと、使いやすい駐輪場になっているのか、確かに一気になるというのはなかなか難しいです。ただ、らせん階段を上がるように少しずつ少しずつお客さまが使いやすい駐輪場になっていくようにしたと思っております。お客さまの中からモニターさんを選ぶ制度は抽選でやっております。こちらの方でその方が利用者さんであるかということを確認だけさせてもらって、あとは年齢とか関係なしに任意に選ばせてもらってお願いいたしますという事でやっております。

#### 【委員長】

わかりました。

#### 【委員】

私から伺います。

今年度に自転車利用時のヘルメット着用の努力義務化や電動キックボードの道路交通法改正が施行されました。それに伴いまして、自転車等の利用の変化があつて、駐輪場も時代の変化に応じた施設提供が求められると思うのですが、どのような自主事業をされることをお考えでしょうか。

#### 【株式会社駐輪サービス】

ヘルメットがなかなか浸透しなくて困っています。要するにヘルメットを置く場所がないとかで、それで今、実験的にやりましたのが自転車のハンドルの辺りにロックできるような簡単なものを配布した事もございます。そしてこのまま使ってくださいと。そういった事で、少しずつ利用してもらうにはどこに置いたらいいのっていう感じから今初めて、ただ強制はなかなかできませんので、やはり周りの方のヘルメット着用が増えてきたら、やっぱり私もしないとまずいのかなという感じで考えております。ヘルメットの方はヘルメットないとあきませんよというわけにもいかないものですので、そういう感じで進めております。

**【委員】**

電動キックボードの方はいかがですか。

**【株式会社駐輪サービス】**

電動キックボードにつきましては、ご案内の所の入口にこういったものはナンバープレートといったものがあればこれは原付扱いになりますと。それが無いものはうちとしてはご利用できませんと、違法になってしまいますのでご利用は控えてくださいという風に進めております。ただ、置く場所もなかなかないものですから、今のところそんなに数もありませんので、管理事務所の近くのところに置かしてもらっているといった感じですね。

ただ、実際、大阪市内の方でもほとんどないという感じですが。シェアサイクルは結構あるのですが、それを持って移動される方が少ないものですので、もう少し利用者が増えてきたら次の策を考えてみようかなと思っております。

**【委員】**

ありがとうございます。

**【委員】**

それでは私の方から。

今まで門真市では、自転車駐車場の施設管理だけの施設管理という事であったものを、今回から放置自転車等対策も一緒に指定管理業務に併せてやっていただくことになるかと思うのですが、それを一緒にする事によって相乗効果等、そういった部分についてはどのようにお考えなのかというのを教えていただきたい。

**【株式会社駐輪サービス】**

尼崎市の方で両方させてもらっているのです。やはりそれと啓発、駅前のところで啓発活動を駐輪場に停めましょう、あるいは違反になりますよ

という事をさせてもらって、やはりその時にどこ停めたらいいのといったら全部だいたいわかっていますので、あちらの方にございます、やはり通行の方にご迷惑になりますっていう事をしながら、それで結構、駅前の放置がなくなってきた、表彰してもらったこともあったのですが、やはり両方がうまく連動しないとすぐに放置が増えていってしまうということでございます。

今回は、シルバー人材センターさんの方がやってもらっておりますし、シルバー人材センターさんとは応募の前から色々お話させてもらいましたので、だいたいの段取りとか、ただ、私どもも他のところでもやっておりますので、そのところのノウハウと両方掛け合わせながら、よりやりやすいようにしていきたいと思えます。ただ、あまり厳しくやるとクレームだらけになってしまいますので、ここは柔らかい感じでお話しながら街の美化、みなさんのご迷惑になりますので、ご協力をお願いしますというところから始めまして、今現場で言っているのが「すみません」からはじめようと、何か声をかける時は。それで連動するようにやっております。

#### **【委員】**

ありがとうございました。

#### **【事務局】**

他にご質問ございませんでしょうか。

ご質問がないようですので、質疑応答を終了させていただきます。

これをもちまして、第2次審査を終了します。

審査結果につきましては、後日郵送にて通知をいたします。株式会社駐輪サービス様ありがとうございました。

ご退室いただきますようお願いいたします。

委員の方は、次の団体の準備が整いますまで休憩といたします。

#### **【株式会社駐輪サービス】**

ありがとうございました。

《株式会社駐輪サービス 退室》

【事務局】

委員の皆様、次の団体が入室されます。

《アーキエムズ・フジカ共同事業体 入室》

【事務局】

それではアーキエムズ・フジカ共同事業体様、プレゼンテーションの準備を始めてください。

準備が終わりましたらお声がけください。

【アーキエムズ・フジカ共同事業体】

準備終わりました。

【事務局】

アーキエムズ・フジカ共同事業体様は、配付資料をご用意されております。資料の内容につきましては、ご提出いただいた申請書類の内容を超えていないことを、事前に事務局にて確認をさせていただいております。

これよりアーキエムズ・フジカ共同事業体様の第2次審査を開始します。

審査の前に2点確認させていただきます。貴団体の役員等に本市の市長または議員が加わっていませんか。

【アーキエムズ・フジカ共同事業体】

はい、加わっておりません。

**【事務局】**

次に貴団体の構成員に暴力団員または暴力団員と密接な関係を有する者はいませんか。

**【アーキエムズ・フジカ共同事業体】**

はい、おりません。

**【事務局】**

それでは、これより第2次審査を始めます。

はじめに、10分以内でプレゼンテーションを行ってください。終了1分前にベルでお知らせします。開始から10分経過しましたら再度お知らせしますので、直ちにプレゼンテーションを終了してください。

その後、委員からの質問を行います。質問に対しまして、簡潔明瞭にお答えください。

なお、審査会で発言された内容はすべて記録され、貴団体が指定管理者として施設の管理運営をしていただくに当たり、遵守すべき事項となりますので、御承知おきください。

また、発言された内容を記録するにあたり、プレゼンテーションの説明、質疑の応答の際には、お手元のマイクのボタンを押してからご発言いただきますようお願いいたします。

それでは、プレゼンテーションを始めてください。

**【アーキエムズ・フジカ共同事業体】**

(アーキエムズ・フジカ共同事業体によるプレゼンテーション)

(門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示)

**【事務局】**

ありがとうございました。

それでは、質疑応答に移ります。

委員の皆さまは質問をお願いします。

## 【委員】

根本的には平等な利用を図る手法というところかなというところで、今回の配付資料の内容じゃないのですが、事前に頂いている資料の中からのご質問で、思いやりスペースの設置という部分が出てきたのですが、これについて具体的にどのようなもので、利用者の選定はどのようにされるのかというのと、その具体的な運用というのはどのように考えておられるのかというのを教えていただきたい。

## 【アーキエムズ・フジカ共同事業体】

機械式の駐輪機というのは上段下段というのがあって、電動自転車とか子乗せ自転車は入れにくい、要するに規格外の車両に対しては平置きスペースを用意する。その平置きスペースでチェーンロックする、チェーンを自転車に巻き付けてロックするというものを設置することで、そういうスペースを用意することで子乗せ自転車とかの対応を行いたいと思っています。

基本は、その駐輪機のところは利用者がセルフで選んでいただく事になるのですが、そこはきっちり明示して、どういう自転車が思いやりスペースに停めていい自転車かというのは明記して運用を厳格化していきたいと思っています。

## 【委員】

それはたとえば障がい者の方、言葉悪いですけど優先するとか高齢者の方使ってねとか表現には色々あると思いますが、そういう理解でよろしいですか。

## 【アーキエムズ・フジカ共同事業体】

おっしゃる通りです。



**【委員】**

はい、わかりました。

**【委員】**

利用者の増加の方策について伺いたいのですが、市の駐輪場、京阪沿線にごさいますて、あまり利用率が良くない。一方で代表企業様の方はまさに京阪沿線のところで民間の駐輪場の管理をされているということですが、公の施設を指定管理者となって預かれて、利用者促進をするっていう事と、ご自身が保有されていたり、他の方の管理を受託されていたりする事は、正に競合する仕事を受けられようとしているのではないかと思っているのですが、プライオリティーとしてどのようにお考えなのかなという事を教えていただきたいのですが。

**【アーキエムズ・フジカ共同事業体】**

基本的に、我々は放置自転車対策ということを目的に駐輪場事業をスタートしています。やっぱり放置自転車対策というのは点では解決できない問題で、面で解決していくものと捉えております。当然、今ある既存の現場と、どう連携する事で放置自転車を削減していくか、総合的目標で対応する中で、今フジカさんと一緒に撤去して連動していく事で、駐輪場の利用率を上げていくという事で、今以上に総合的にやっていく事で売り上げは上がっていくじゃないかという風に、今捉えております。

**【委員】**

ご説明を伺っていて、放置自転車対策が早めに発動するイメージというか、要は指令を出す人がちゃんとして、そこから指令が出れば放置されている自転車をすぐに撤去に行くのを一日でぐるぐる回る事すら出来るというのを構築される、だから結構、早く撤去しちゃうイメージが伺っていて聞いたのですが、それが自転車利用者さんにとっては圧になって、放置するぐらいだったら停めるようになるのを促進するという

風に予測されていると。

### 【アーキエムズ・フジカ共同事業体】

そうですね。撤去における今現在、貴市で行われている啓発等については、前日であったり、警告札を貼った自転車は翌日に撤去するという事だと思いが、現在フジカの方で行っている撤去というのは警告札を貼った後に市と協議の上、何分間啓発しますというルールを決めてやっております。これも市のお考えに基づいてするということで、例えば我々、他自治体では、はじめ 30 分おいてくださいと、札を貼った後に 30 分、その後にスピーカーでこの辺りは放置禁止区域ですと放送して次の現場に行き、だいたい 1 キロ範囲内をぐるぐると回って行って、戻ってくると 30 分経っているのですが、それでもあった場合は撤去するというのを取って取りましたけれども、今現在は見たらすぐに撤去するという形をとっております。

このやり方というのは放置の状況であったりとか、市民にどれだけ放置自転車がダメだと浸透するかという期間は札を貼った後の撤去までの時間という風に捉えておまして、これも年々時間を変えたりだとか、コロナ禍においては撤去ではなく啓発をメインにという風に臨機応変にやっておりますので、ただ結論といたしましては、実際に撤去の数を多くしていきますので、徐々に駐輪場の方に誘導していくイメージになるかと考えております。この提案書内におきましては、1 年間は現在の仕様とさせていただきますというところと、2 年目以降は毎日毎日約 260 日、晴天時にはいきますという形をとっておりますので、1 年間の猶予を設けながら徐々に切り替えていければなと我々としては考えております。

あと、補足なのですが、機械化していくのは 2 年目以降になってくると思うのですが、1 年目から機械化する分もありますけど、機械化する事の料金収受が人から機械に変わっていくのですが、他の自治体の実績でいうと夜間の料金収受漏れというところがなくなってくるので、必然的に売り上げの方もその分上がってくるという風に考えております。

**【委員】**

わかりました。

**【委員長】**

よろしいでしょうか。

事前に頂戴している資料の5. 施設の公用を最大限に活用させる施策についてというところで、利用者満足度の向上をさせる方策を色々と書いていただいていたのですけれども、利用者満足度の向上させる方策を考える上で1番大事な事は何だとお考えでしょうか。お聞かせください。

**【アーキエムズ・フジカ共同事業体】**

やはりお客さまアンケートとか取っていかなければならないと思っています。

何が満足度を上げるかというところだとは思いますが、一応提案書に記載しているものは、他の自治体でもやっているものなのですが、色々なニーズございまして、スポーツバイクとかのそういう系の自転車を隣の自転車が当たって傷つけられたくないとか、そういうニーズがあるので、そういう方のための置き場というものを設けてみたりとか、あと今年4月1日からヘルメットの努力義務化というのが施行されていますので、そのヘルメットの置き場に困られている方は多くいらっしゃる中で、そういう方のヘルメット置き場とか、一時的なコインロッカーのようなもので収納しておけるスペースというものを提案させていただいているのですが、これは仮に事業者になった時にアンケートを取って、もっと違うようなニーズがあがってくるようであれば、積極的にその辺りを採用していく、それはもちろん貴市との協議の上ですが、行いたいと考えております。

**【委員長】**

ありがとうございます。

**【委員】**

では、私から伺いますけども、道路交通法改正で電動キックボードについて取り扱いについて緩和されました。利便性からこれから増えていくのではないかと思われるのですが、その辺りについてどのような取り組みを考えておられますか。

**【アーキエムズ・フジカ共同事業体】**

電動キックボードをどう扱うかなんですけど、基本は原付扱いという事で考えております。今はシェアリングが大半なのですが、個人で所有される方もいらっしゃると思うので、これもきちんと協議の上なのですが、原付置き場に誘導していくような形で考えております。

**【委員】**

ありがとうございました。

**【委員】**

すみません、私の方から。

門真市では、これまで自転車駐輪場施設管理だけの指定管理業務ということで発注されていたのですが、今回、放置自転車対策として保管所業務等という部分も合わさった形での発注にはなっているのですが、貴団体が指定管理者となられた場合、それぞれの相乗効果というのでしょうか。一緒にやる事によっての相乗効果をどのように考えておられるか教えていただきたい。

**【アーキエムズ・フジカ共同事業体】**

放置自転車の撤去状況というのは常にリアルタイムで共有していく事になると思うのですね。どのあたりに放置自転車が多いのか、どの時間帯に撤去が入るか、というところこれは事前に市民にお知らせするものではないのですが、当然そういう情報というのはリアルに共有していけるので、放置自転車が多いところで啓発活動を行うとか、そういう事は可能に

なってくると思うのですよね。そういうところで連携する事によるプラスの部分が出てくるという風に考えております。

撤去業務を担当するフジカからも回答いたします。

今現在、神戸市では共同事業体として受託をしております。その中で、アーキエムズさん自体は駐輪場の運営を長年されてきて、我々は撤去を長年やってきた中で、一番相乗効果の大きいところはノウハウの掛け算だと思っております。ひとつは、例えば労働のシェアであったりとか情報の共有化であったり、いろんな部分の掛け算の部分が大きく、効果として現れるのじゃないかと思っております。ですので、我々は撤去だけではなく、当然他都市では巡回もさせていただいておりますし、お互いがお互いのできないところで、できる部分のフォローができる、一番大きな効果かなと考えております。

#### 【委員】

ありがとうございます。

#### 【委員】

確認ですけども、自社の方に関して地元で雇用とか検討されているかと思うのですが、そのあたりのお考えを念のために教えていただけますか。

#### 【アーキエムズ・フジカ共同事業体】

おっしゃるとおり、地元の方を雇用するというのが大前提で考えていると、今民間でやっているところはシルバー人材センターさんに委託とかあるので、シルバー人材センターさんに限らず地元の方を最優先に、ただ一方で現事業者さん、仮に弊社が事業者になった場合、現事業者さんも今スタッフを雇用している、この雇用というのは守っていかなければならない部分であると思うので、まずそこを最優先に面接などを行ったうえで、最終的な目標数を獲得していくというのを考えております。

**【委員】**

わかりました。

**【事務局】**

他にご質問ございませんでしょうか。

では、質問がないようですので、質疑応答を終了させていただきます。

これをもちまして第2次審査を終了します。審査結果につきましては、後日郵送にて通知いたします。アーキエムズ・フジカ共同事業体様ありがとうございました。

ご退室いただきますようお願いいたします。

委員の方は、設営が整います4時00分まで休憩といたします。

**【アーキエムズ・フジカ共同事業体】**

ありがとうございました。

《アーキエムズ・フジカ共同事業体 退室》

**【委員長】**

それでは再開させていただきます。

先程、全ての第2次審査が終了いたしました。

第2次審査の最終評価を決定する前に、意見交換を行います。その後、意見交換の内容を踏まえて採点をお願いいたします。時間は、意見交換と採点を合せて20分程度を考えております。

ご意見ある方、よろしく申し上げます。

**【委員】**

私の個人的な意見ですけど、株式会社駐輪サービスさんはプレゼンテーションの内容が他の団体と劣っていたり、私の担当している質問に対して真摯にお答えいただけないでいたりとは私は認識しております。

逆にアーキエムズ・フジカ共同事業体さんは、答え辛い質問に対して真

撃に答えていらっしゃり、委員がご質問されるところに関わるようなことまで踏み込んでお答えになっていて、財務関係資料で確認したい事項はあるものの、プレゼンテーションを聞くと最後の放置自転車対策が実現したら、それはそれですごいかなとかという印象を受けて悩んでいます。

以上でございます。

#### 【委員】

感想だけになりますが、各団体実績からいったら、色々各自治体で管理業務されておられるので、それなりにはできるのだろうなどは思っているのですが、やっぱりいろいろ聞いてきた中でいくと、確かに委員がおっしゃられるように、私個人的にはアーキエムズ・フジカ共同事業体が少し抜けていて、その次に MiDI-KS 共同事業体かなという風には、委員と同じような順位付けになってしまうのかなと。良いところ悪いところそれぞれあるかと思うのですが、総合的に判断して、感じた感想としたところではアーキエムズ・フジカ共同事業体さんが相応しいのかなという風には感じました。

以上です。

#### 【委員】

最後のアーキエムズ・フジカ共同事業体さんが、今日の説明が放置自転車に特化していて、それは得意な分野じゃないかと話聞いていたら感じました。それをもとにして、他も全部クリアしていこうっていう、そんなスタンスだったと思われるのですが、それも大事やと思います。ただ、私は元交通の警察官でしたので、その放置自転車とか放置の道路上に物を置くというのは神経質になる方なので、そんな簡単な事じゃないよっていうのがあったけど、それを踏まえて自分の得意技でやっていこうとするのはいいのだけれど、他諸々書いてくださった項目でそれだけで全部それを解決していくような問題なんかなと。確かに読ましてでいただいて資料上では結構いいこと書いて、これ本当にできるのかっていう部分がちょっと面々見えて、本当にこれ全部信用して、このとおりできるのかなという

感じを受けました。ですので、少し厳しい採点で私はいこうかなと思って  
おります。あと、もう少し私のした質問に対する答えがきちっと欲しかっ  
たのと、最初の団体さんの方が、僕は真摯に一生懸命にとらまえてやって  
くれそうな感じはしたので、標準的な評価かと思っています。

2番名の団体については、物足りなく感じました。資料を読ましてもら  
って、本日のプレゼンテーションを聞いても、そのような印象を受けたの  
で、あんまり良い点数はつけられないなと思っています。

### 【委員長】

皆様おっしゃられたので、私も感想なのですが、3団体さんとも駐輪  
場管理は沢山されているところなので、皆様もおっしゃっていますが、ど  
こが指定管理者になってもきちんとされるのだらうなって思います。皆さ  
んもおっしゃられていますけど、自転車撤去のところでは少し温度差があっ  
て、MiDI-KS 共同事業体さんも割と強いご発言で、放置自転車は撲滅しま  
すって言われ、割と強い事をおっしゃって、株式会社駐車サービスさんは、  
あんまりきつい事言っても何か悪いしなみたいな、でも、優しいというか  
そう優しいのが、誰に対していいのかっていう話もあると思うのですが、  
皆様おっしゃっているみたいに最後のアーキエムズ・フジカ共同事業体さ  
んは、もう見つけたら即撤去しますぐらいの勢いでおっしゃっていたので、  
そこは少し差がついているなと思ったところです。

株式会社駐車サービスさんで説明や質問に回答された方の考え方が少  
し今の時代にそぐわないかなって印象を受けました。株式会社駐車サ  
ービスさんでよく聞くのは、働いている人が優しいって皆さんおっしゃっ  
て、ただ、優しいだけでいいのかっていうところがありますので、個人的  
には MiDI-KS 共同事業体さんかアーキエムズ・フジカ共同事業体さんか  
というところです。

以上です。

《採点中》



**【委員長】**

意見交換開始から 20 分経過しました。採点はよろしいでしょうか。  
事務局は第 2 次審査評価個表を回収し集計を始めてください。

これより集計結果が出るまでの間、休憩といたします。

**《集計及び休憩》**

**【委員長】**

それでは委員会を再開させていただきます。  
案件 3 の集計結果について事務局から報告をお願いします。

**【事務局】**

それでは、第 2 次審査得点を含めた総合集計結果についてご報告いたします。

第 1 位は、MiDI-KS 共同事業体。

第 1 次審査 1,047.5 点、第 2 次審査 667.5 点で総得点 1,715 点でございます。

第 2 位は、アーキエムズ・フジカ共同事業体。

第 1 次審査 1,065 点、第 2 次審査 600 点で総得点 1,665 点でございます。

第 3 位は、株式会社駐輪サービス。

第 1 次審査 1,057.5 点、第 2 次審査 512.5 点で総得点 1,570 点でございます。

以上で、集計結果の報告を終わります。

なお、先程採点のご確認のためにお返しさせていただきました第 2 次審査評価個表と審査に使用しました各団体の申請書類につきましては、本委員会終了後に回収させていただきます。

### 【委員長】

それでは、案件4の指定管理者候補者及び次席の決定をさせていただきます。

第1次審査と第2次審査の合計得点と皆様のご意見を集約し、指定管理者候補者の順位を、第1位MiDI-KS共同事業体、第2位アーキエムズ・フジカ共同事業体と決定したいと思います。

これによって、指定管理者候補者はMiDI-KS共同事業体、次席をアーキエムズ・フジカ共同事業体といたします。

指定管理者候補者団体が辞退又は著しく不適當な事由が生じた場合は、次席のアーキエムズ・フジカ共同事業体を指定管理者の候補者とします。

この結果を受けて委員の皆様、何か意見等ございますか。

### 【各委員】

異議なし。

### 【委員長】

異議なしと認め、指定管理者候補者をMiDI-KS共同事業体とし、次席をアーキエムズ・フジカ共同事業体と決定し、市長に答申を行う事とします。

最後に、今後の流れについて事務局より説明をお願いします。

### 【事務局】

それでは、今後の流れについてご説明します。

まず、指定管理者候補者を市長に答申してから、指定管理者として決定されるまでの手続きについてご説明いたします。

本日の総合評価により指定管理者候補者として選定された団体を委員長名で文書により市長に答申し、答申後に申請団体に対して、選定または不選定の通知を郵送により発送するとともに、12月に開催される令和

5年門真市議会第4回定例会に議案提出し、議決を求めます。この議決をもって候補者は指定管理者として決定されます。

なお、答申を行うに当たりましては、委員長及び副委員長と内容の調整を行った後に、各委員の皆さまにも確認していただいてから答申を行います。

次に、会議録の公開についてご説明します。第3回委員会終了後、第1回から第3回選定委員会の会議録を併せて公表いたします。なお、これまでの会議録につきましては、作成次第皆様にお送りしますので、ご確認をお願いします。

説明は、以上となります。

#### 【委員長】

ただいま、事務局より今後の流れについて説明がありましたが、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。

#### 【委員長】

ないようですので、以上をもちまして、本日の案件はすべて終了いたしました。皆様方におかれましては、委員会の円滑な進行にご協力いただき、ありがとうございました。

これをもちまして委員長を降壇させていただきます。

#### 【事務局】

西村委員長、長時間にわたる議事進行、誠にありがとうございました。

また、委員の皆さま方におかれましても、大変お忙しい中、貴重なお時間をいただき、門真市有料自転車駐車場に相応しい指定管理者候補者を選定いただきました事を、事務局一同心からお礼申し上げます。

誠にありがとうございました。

以上をもちまして、第3回門真市有料自転車駐車場指定管理者候補者選定委員会を閉会いたすとともに、本委員会を終了させていただきます。

ありがとうございました。